を図る。

4 ライフジャケット着用率の向上

漁船及びプレジャーボート等の海難及び船舶から の海中転落による死者・行方不明者においては、ラ イフジャケット非着用者が高い割合を占めているこ とを踏まえ、関係省庁、地方自治体及び関係団体が 連携し、自己救命策確保キャンペーンを積極的かつ 効果的に推進し、ライフジャケットの着用効果等に ついての理解と、その着用の徹底を図る。

また,着用義務違反に対する指導・取締りの充実,着用措置に関する規制のあり方を検討しライフジャケットの着用率を向上させる。

特に,着用率が一向に向上しない漁船については,水産関係団体等に対しても,漁業者に対しライフジャケットの着用を推進するよう働きかける。

5 海難等の情報の早期入手

海難等が発生してから海上保安庁が認知するまで に時間を要する,また,第三者機関を経由するなど により,情報内容の正確性が低下することがある。

このため,関係機関,関係団体等により,緊急通報電話番号「118番」の周知・啓発を推進するとともに,防水機能付携帯電話の携行を推奨し,海難等通報体制の整備を図ることで,海難情報の早期入手に努める。

第6節 海上交通に関する法秩序の維持

海上交通のふくそうする航路等における航法に関する指導取締りの強化及び海難の発生に結び付くおそれのある事犯に関する指導取締りの実施に加え,特に海上輸送やマリンレジャー活動が活発化する時期等には,指導取締りを強化し,海上交通に関する法秩序の維持を図る。

警察では,水上交通の安全と秩序を維持するため,警察用船舶の大型化,高速化等を進めるとともに,水上警察活動に従事する警察職員に専門的な知識,技能を習得させるなど,水上警察活動の体制の充実強化を図る。

船舶交通のふくそうする港内,事故の起きやすい 海浜,河川及び湖沼等において,警ら用無線自動車 や警察用航空機と連携したパトロール等による警 戒,警備,訪船連絡等を効果的に実施し,事故に直結しやすい海事関係法令違反に重点を置いた指導取締りを推進する。また,レジャースポーツに伴う事故防止のため,その愛好者に対し遊具の搬送,持込みに際して安全指導を行う。さらに,各種レジャースポーツ関係業者,港湾,船舶,漁業関係業者等と共に官民一体となった水上交通安全思想の普及・啓発活動を行う。

このほか,レジャースポーツを行う者同士の事故 やこれらの者と遊泳者,漁業関係者等との事故を防止するため,水上安全条例の運用等を通じて,危険 行為の防止に努めるなど,水上交通に関する秩序の維持に努める。

第7節 救助・救急活動の充実

■ 海難等の情報の収集処理体制の充実

海難救助を迅速かつ的確に行うためには,海難等の情報を早期に把握することが必要であることから,海上保安庁では司令部門と通信部門の一体化による情報収集の一元化,携帯電話の発信位置情報を取得できるよう緊急電話通報「118番」の受付機能の強化,更に,コスパス・サーサット捜索救助衛星

システムの新たな国際基準への対応を図り情報収集体制の充実を図る。

また,携帯電話からの118番通報による位置情報,コスパス・サーサット捜索救助衛星システムによる 遭難警報,船舶に搭載されたAIS等から得られるわが国周辺海域の船舶動静情報を活用した海上保安業務システムの構築を進め,救難即応体制,海難防止